

令和 8 年度

あいりんつむぎ地域包括支援センター 事業計画

所 長 仁賀 泰子
管理者 田中 一美

事業方針

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、医療・介護・福祉・地域住民等との連携に努め、高齢者支援のためのネットワークの構築に努めます。

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が、それぞれの職種の特性・専門性を活かし、相互に連携・協働しながら、情報共有・意見交換を行い、チームアプローチにより支援を行います。また、複合的な課題については、各関連機関との連携・情報共有を行い課題解決に努めます。

事業目標

- ① 地域との連携強化のため、見守り会議等へ積極的に出向き、地域の関係者・生活支援コーディネーター等とも情報交換・情報共有を密に行うことで、高齢者の実態把握に努めます。今までと違うという気づきをキャッチし、早い段階から支援ができることで、問題の重度化・複雑化・深刻化とならないように努めます。
- ② 相談窓口対応や地域に出向いたときに、介護予防事業の紹介を積極的に行い、高齢者が要介護状態となることを防止できるように努めます。また、自分の思いが伝えられる介護予防の段階で、マイウェイノートの紹介を行うことで、意思決定支援に向けた取り組みを強化していきます。
- ③ 総合相談においては、相談受付後は早期対応に努め、必要に応じ適切な機関と積極的に連携を行い、必要なサービス等につなぐことができるようにします。また、その後も継続した支援につとめます。複合的な課題を抱えているケースについては、地域ケア個別会議を開催し課題解決に向けて取り組むとともに、地域課題の抽出を行い社会資源の開発につないでいくことができるように努めます。
- ④ 権利擁護事業については、虐待の通報を受けた場合は、速やかに基幹型包括に報告し、事実確認においては、虐待事象に焦点を当てた聞き取りができるよう、3 職種間で共有・役割分担を明確化し、適切な対応を継続的に行います。虐待対応している中で男性介護者の孤立が課題となりました。関係機関と連携を図り、男性の居場所等の支援体制が構築できるよう努めます。また、成年後見制度の利用が必要となった場合、サポートセンターや基幹型包括と連携しながら、親族申し立てへの支援を行います。

実施する事業

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援事業

高齢者への訪問、生活支援コーディネーター等からの情報収集により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に潜在する問題やニーズを早期発見し対応できるように取り組みます。必要時は基幹型包括とも連携し、市関係部署・医療機関・警察・介護サービス事業者・その他地域の関連機関と連携を図り継続的に支援できるよう取り組みます。

さらに継続的な見守りを行い、更なる問題発生を防止するためにも情報共有を徹底します。

イ 権利擁護事業

高齢者虐待の通報を受けた場合には、速やかに基幹型包括に報告し、連携を密にしながら役割分担により適切な対応を継続的に行います。

認知症等により判断能力低下がみられる場合、地域福祉権利擁護事業や成年後見制活用度への支援を行います。成年後見制度の利用が必要な場合、親族に制度説明を十分に行い申立が行なえるよう支援していきます。

消費者被害の防止を図るためにも、消費者センター及び警察等と情報共有するとともに地域住民や民生委員などに情報提供を行い再発防止に努めます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

多職種との連携体制を構築し、介護支援専門員からの個別相談については、サービス担当者会議などに出席し助言を行い、支援困難事例において課題解決に対処できるよう3職種による専門的観点からサポートを実施し、必要に応じて地域ケア個別会議を実施しケアマネジメント力向上への支援をサポートします。

エ 地域ケア会議に関すること

複合的な課題を抱えているケースについて、各制度や分野の専門機関、関係機関に対して積極的に連携を求め、地域ケア個別会議を開催し課題解決に向けて取り組みます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

要支援者および介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、要介護状態になることの予防または要支援状態の軽減、悪化防止のため、適切なサービス事業が提供されるよう必要な援助を行います。

イ 一般介護予防事業（介護予防把握事業）

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者の早期把握に努め、介護予防活動が必要と思われる高齢者に基本チェックリストを行い、一般介護予防事業につなぎます。また、介護保険サービスを利用していない要支援認定者に対し、訪問等を行い介護予防事業の案内、介護認定申請やサービス利用につなぎます。

(3) 住宅改修理由書作成および福祉用具購入支援

担当介護支援専門員がいない要支援・要介護認定者に対し、住宅改修および福祉用具購入の支援を行います。

(4) 各種会議への出席

市や関係機関・地域住民主体等で開催される会議に出席し、顔の見える関係づくり、つながり続けられる関係づくりに努め、地域包括支援センターの資質向上を図ります。

(5) 各種研修会への参加

地域包括支援センター職員としての資質向上を図るための研修会に積極的に参加します。